

要望項目	広域的な地域公共交通（地域間路線バス）の確保・維持に向けた支援について（新規）		
要望先	国	国土交通省（物流・自動車局（旅客課））	
	県	交通・地域社会部（地域交通・連携課）	
	その他		
関係法令	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	事業主体	青森県、青森市

要 望 事 項 の 内 容

本市では、令和2年の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、これまでのまちづくりと地域公共交通の連携に加え、地域の輸送資源を総動員することにより持続可能な公共交通を維持確保すること等を目的に、令和7年3月に「青森市地域公共交通計画」を策定し、「持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの構築」、「利便性の高い公共交通サービスの提供」及び「多様な主体との連携・協働による公共交通の維持・確保」を公共交通の基本方向として、各種施策に取り組んでおります。

このような中、地域公共交通は、住民生活や経済活動、地方創生に不可欠な基盤ですが、慢性的な運転手不足や燃料費を含む物価高騰等の影響を受けて厳しい環境にあります。

特に、市町村間を跨いで運行する広域路線バス（地域間幹線系統）は、事業者による運行経費から運賃収入を除いた額に対し、国、県及び沿線市町村が運行事業者に補助し、運行しているところですが、近年の物価高騰の影響に伴う運行経費の増大により、沿線市町村の負担額の増加が著しい状況となっております。

以上を踏まえ、将来にわたる広域路線バスの確保・維持を図るため、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

1. 広域路線バス（地域間幹線系統）の確保・維持に向けた沿線自治体間の調整等に係る支援
2. 広域路線バス（地域間幹線系統）に係る国庫補助要件の緩和に関する国への働きかけ及び国と連携した財政支援の拡充等

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項

【本市に関する広域路線バス（地域間幹線系統）の変遷】

- ・令和元年9月末で、黒石浪岡線が国庫補助対象外。減便した上で沿線自治体（黒石市、青森市）による単独補助路線
- ・令和2年9月末で、高野線が国庫補助対象外。県主導の路線再編によって上記黒石浪岡線と統合し、「黒石浪岡高野線」として、沿線自治体（黒石市、青森市、五所川原市）による単独補助路線
- ・令和3年4月から、青森五所川原線（国庫補助対象路線）における利用状況減少による減便
- ・令和5年12月から、青森五所川原線（国庫補助対象路線）における五所川原管内の路線再編
- ・令和6年4月から、青森五所川原線（国庫補助対象路線）における運転手不足による減便

担当部署名	青森市 都市整備部都市政策課
-------	----------------

令和7年度地域間幹線系統図(青森市補助対象路線)



広域的な地域公共交通(地域間路線バス)の確保・維持に向けた支援について

要望項目	都市計画道路の整備促進について（継続）			
要望先	国	国土交通省（都市局（街路交通施設課）、道路局（環境安全・防災課））		
	県	県土整備部（都市計画課、道路課）		
	その他			
関係法令	都市計画法、道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	事業主体	青森県、青森市	

本市市街地における道路交通状況につきましては、国・県の御支援・御協力により、着実に道路整備が進められ、交通混雑の解消が図られております。

しかしながら、一部路線では慢性的な交通渋滞が発生し、特に冬季積雪時においては、その状況が一層厳しくなり、市民生活のみならず地域の経済活動にも大きな影響を及ぼしていることから、交通の円滑化を図るための道路整備を促進する必要があります。

つきましては、次の路線について県による整備促進及び未着手路線の早期事業着手に特段の御配慮をいただきたい。

あわせて、本市による道路整備事業の更なる推進を図るための社会資本整備総合交付金の配分についても、特段の御配慮をいただきたい。

1. 3・5・4号 堤町通り浜田線（奥野）
2. 3・4・2号 西滝新城線（新城）
3. 3・2・4号 石江西田沢線（鉄道立体交差部）
4. 3・4・1号 浦島造道線（原別）

現在までの主な経緯・参考事項				
○事業着手済路線				
路線名	事業主体	事業期間	計画内容	全体事業費
3・5・4号 堤町通り浜田線（奥野）	県	H24～R10	L=490m W=15～18m	2,090百万円
3・4・2号 西滝新城線（新城1）	県	R2～R11	L=570m W=18m	2,050百万円
3・4・2号 西滝新城線（新城2）	県	R5～R11	L=630m W=18m	3,876百万円
○事業未着手路線				
3・2・4号 石江西田沢線（鉄道立体交差部）				
3・4・1号 浦島造道線（原別）				
担当部署名		青森市 都市整備部道路建設課		

都市計画事業一般平面図

県施工事業

- 着手済
- 着手予定
- 未着手



北
南
東
西
北東
北西
南東
南西

3・4・1号浦島造道線(原別)

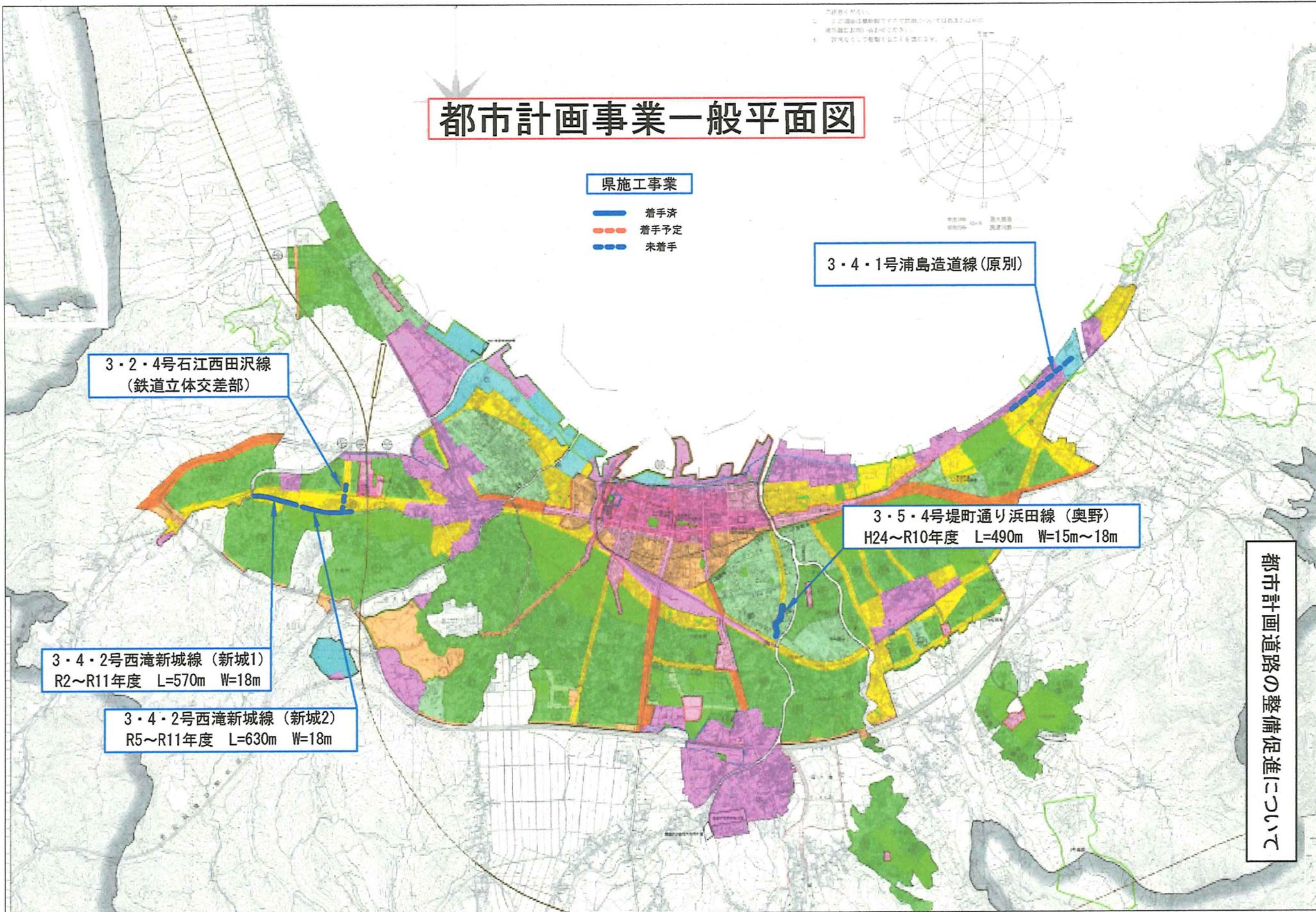
3・2・4号石江西田沢線
(鉄道立体交差部)

3・5・4号堤町通り浜田線(奥野)
H24~R10年度 L=490m W=15m~18m

3・4・2号西滝新城線(新城1)
R2~R11年度 L=570m W=18m

3・4・2号西滝新城線(新城2)
R5~R11年度 L=630m W=18m

都市計画道路の整備促進について



要望項目	ツキノワグマの被害防止対策の推進について（新規）		
要望先	国	環境省（自然環境局）、総務省（自治財政局（財政課））	
	県	環境エネルギー部（自然保護課）	
	その他		
関係法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 地方交付税法	事業主体	国、青森県、青森市

要 望 事 項 の 内 容	
<p>近年、全国的に、クマ類（ヒグマ、ツキノワグマ）の出没が、住宅街や学校、耕作地等において相次いでおり、農作物の被害のみならず、人身被害が深刻化するなど、大きな社会問題の一つとなっています。</p> <p>国においては、令和6年度に、クマ類を指定管理鳥獣に指定し、県や市町村に対する「指定管理鳥獣対策事業交付金」にクマ類を加えるなど、地方公共団体への財政支援の強化が図られたほか、令和7年度には、住宅街等にクマ類が出没した場合に、住民の安全確保等の要件の下で市町村の判断による猟銃等による捕獲等（緊急銃猟）を可能とするよう鳥獣保護管理法の一部改正法が公布されたところです。</p> <p>また、青森県においても、令和7年度に、「青森県有害鳥獣捕獲体制強化事業」として県内市町村への補助金制度を創設されるほか、今後においては、計画的にツキノワグマを捕獲し頭数を管理するよう「第二種特定鳥獣管理計画」の策定を予定されています。</p> <p>このような中、青森市では、令和6年度に、過去に例をみないほど出没件数が増加し、死亡事故が発生したことを受け、令和7年度から「指定管理鳥獣対策事業交付金」を活用することとし、市内におけるツキノワグマ対策の強化に努めているところですが、雪解け後の4月から6月にかけての出没件数が昨年度を上回るペースで増加しており、猟友会における捕獲の増加など、当初の見込みを超える対策が必要になることが考えられます。</p> <p>一方で、国の「指定管理鳥獣対策事業交付金」や「青森県有害鳥獣捕獲体制強化事業」の交付金額決定等の手続きが年度途中となること、今後、鳥獣保護管理法の改正により新たな市町村の役割・責任が求められることなどから、更なる市町村費の負担の増大、専門知識や経験不足等が懸念され、今後も、国・県による財政的支援の継続と充実、財源の確保のほか、緊急銃猟等の実施に向けて秋田県のツキノワグマ被害対策支援センターのような体制による県の市町村への支援等が必要と考えています。</p> <p>つきましては、ツキノワグマの被害防止対策に向けて、次の事項について特段のご配慮をいただきたい。</p> <p>1. ツキノワグマの被害防止対策の推進に向けた財政的支援の充実、早期の事業実施に向けた弾力的な運用 2. 青森県へのツキノワグマに係る専門的職員の配置及び専門部署の創設等による市町村の支援体制の充実</p>	

現在までの主な経緯・参考事項					
○ツキノワグマの出没件数・人身被害件数			○ツキノワグマによる人身被害事案		
区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	発生日月	内容
出没件数 (件)	21	56	120	令和5年10月12日	合子沢地区でキノコ採りのために入山した男性1名がクマ1頭に襲われ、左耳と左手を負傷。
人身被害 (件)	0	1	2 (死亡1)	令和6年6月21日	八甲田地区（荒川地区）でタケノコ採りのために入山した女性1名がクマ1頭に襲われ、右足の太ももを負傷。
				令和6年6月25日	八甲田地区（荒川地区）でタケノコ採りのために入山した女性1名がクマ1頭に襲われ、死亡。
			担当部署名	青森市 環境部環境保全課 青森市 浪岡振興部市民課	

要望項目	地方創生に取り組むための財源措置について（継続）		
要望先	国	内閣府、総務省、こども家庭庁	
	県	交通・地域社会部（地域交通・連携課）、こども家庭部（こどもみらい課）	
	その他		
関係法令		事業主体	国、青森県、青森市

要 望 事 項 の 内 容
<p>昨今の国際的な原材料価格の上昇などの影響によるエネルギー・食料品等の価格高騰が続いていることに加え、日米間の相互関税が15%に引き上げとなるなどの国際情勢の変化等により、将来の予測が困難な状況となっております。</p> <p>その中で、地域住民や事業者、自治体の経済・財政的負担は日々重くのしかかっており、引き続き、地域経済の再生に向けた具体的施策を迅速かつ強力に実施することが必要となっております。また、一方では非婚化・晩産化の進展や合計特殊出生率の低下などによる自然減及び進学や就職などを契機に若年層が市外に流出する社会減による人口減少社会への対応など、地方創生に関する諸課題への対応が急務となっております。</p> <p>本市では、これまで「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しながら、市民生活におけるエネルギー価格・物価高騰対策や、中小企業における燃料・原材料等価格高騰対策、地域公共交通・地域観光業等における燃料費対策等の地域の実情に応じたきめ細かな対策を講じてきたところです。</p> <p>また、健康でやさしい暮らし創りを目指し、未来を担う子どもたちと子育て世代を応援する「子育て先進都市青森市」の実現に向け、県の「青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」を活用し、小・中学校給食費、高校生までの子ども医療費（所得制限なし）及び2歳児クラスの保育料等について、全額公費負担することに加え、小・中学校の修学旅行費の一部公費負担などを実施しております。</p> <p>一方で、国では、学校給食費無償化の議論が交わされておりますが、国で制度を創設した場合であっても、県において掲げている、子ども・子育て「青森モデル」の実現に向けて、より一層の子育て世帯の負担軽減が必要となるものと考えます。</p> <p>地方創生を必要とする根底には、人口減少・少子高齢化により地域の活力が減衰して持続可能性を失い、地域の集合体である国全体もいずれ衰退の危機に直面するという深刻な問題があります。</p> <p>国においても令和7年6月に地方創生2.0が閣議決定されたところであり、人口減少・少子高齢化をはじめとする地域の諸課題の解決が急務となっておりますが、地方を「強く」、「豊か」で、そして「新しい・楽しい」ものにしていく取組を地方の財政力だけで実施していくことは困難であります。</p> <p>以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原油価格・物価高騰の影響を受ける生活者や事業者等に対する支援を継続・拡充できるよう、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の令和7年度における追加の財政措置及び令和8年度における同交付金の継続に対する国への働きかけ 2. 県は、国で給食費無償化の制度を創設した場合であっても、子ども・子育て「青森モデル」の実現に向け、令和8年度以降も、これまで同様の財政規模による県内市町村への支援を継続すること

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
令和5年11月29日	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱施行（国）
令和6年5月9日	令和6年度青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金交付要綱施行（県）
担当部署名	青森市 企画部企画調整課 青森市 こども未来部こども・若者政策課

要望項目	防災・減災及び公共施設等の整備に係る地方債の期間延長について（新規）		
要望先	国	内閣府、総務省	
	県	交通・地域社会部（地域交通・連携課）	
	その他		
関係法令		事業主体	国、青森市

要 望 事 項 の 内 容
<p>近年、全国各地で発生している大規模地震や局地的な集中豪雨とそれに伴う土砂災害、豪雪による被害など、激甚化・頻発化する自然災害への対応や 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化対策に加え、人口減少が進む中で、公共施設等の集約化、複合化及び老朽化への対応が急務となっております。</p> <p>しかしながら、東日本大震災を受けて事業が開始された「緊急防災・減災事業債」、積雪寒冷特別地域の道路における凍上災害の予防・拡大防止対策に活用できる「緊急自然災害防止対策事業債」、及び公共施設等の脱炭素化事業を対象とした「脱炭素化推進事業債」は、令和 7 年度をもって終了となっており、公共施設等における集約化・複合化事業や除却事業を対象とした「公共施設等適正管理推進事業債」は、令和 8 年度をもって終了となっております。</p> <p>本市においては、引き続き防災・減災の取組を継続する必要があること、凍上災害による舗装の損傷事例が多いこと、2027 年度までとされている公共施設における LED への切替が未だ完了していないこと、公共施設の多くが、昭和 40 年代から昭和 60 年代前半にかけて集中的に整備されたものであり、老朽化に伴う本格的な大規模改修や更新の時期を迎えるなど、今後、多額の財政需要が見込まれる状況となっております。</p> <p>以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「脱炭素化推進事業債」の令和 8 年度以降における継続に対する国への働きかけ 2. 「公共施設等適正管理推進事業債」の令和 9 年度以降における継続に対する国への働きかけ

現在までの主な経緯・参考事項
担当部署名 青森市 企画部財政課

要望項目	陸奥湾ホタテガイ養殖業について（新規）		
要望先	国		
	県	農林水産部（水産局水産振興課、食ブランド・流通推進課）、観光交流推進部（県産品販売・輸出促進課）	
	その他		
関係法令	陸奥湾ホタテガイ総合戦略ほか	事業主体	平内町

要 望 事 項 の 内 容
<p>陸奥湾のホタテガイ養殖業は、令和5年では青森県における漁業・養殖業の生産に占める割合が生産量で48%、生産額で35%と青森県漁業の根幹をなす重要な産業であり、そのなかでも、当町はホタテガイ養殖業の生産量、生産額は青森県の約半分を占める「ホタテの町」です。</p> <p>さて、陸奥湾のホタテガイ養殖業は、令和5年からの記録的猛暑による高水温の被害、令和6年は餌不足も重なり、令和7年は、ホタテガイの大量へい死による生産量が大幅に減産となる見通しで、生産者をはじめ水産加工会社を含めた青森県のホタテ産業は危機的状況で生産量の回復が急務であることから、当町から次の2点について要望する。</p> <p>1. 安定生産のための親貝づくり</p> <p>陸奥湾では親貝不足が課題となっている。近年は養殖期間が短い「半成貝」を主体とする生産者が多く、親貝となる成貝の生産は少ない傾向にある。半成貝に比べて養殖期間が長くなり手間がかかることに加え、高水温などによるへい死リスクが高まるほか、入札単価金額が半成貝と比べて差が大きくないことから、生産者側としては半成貝で出荷の方が安定した収入となることから、主な要因と思われる。</p> <p>このことから、安定生産のための親貝づくりとして次のとおり検討していただきたい。</p> <p>①「陸奥湾ホタテガイ総合戦略」の3本柱の「生産高度化」の推進 ②生産者の親貝づくりの意識高揚のための施策の検討（ブランド化による販売促進など）</p> <p>2. ホタテガイ養殖業の協業化・協働化の推進</p> <p>令和7年は、大量へい死による生産量が大幅に減産となる見通しの中、昨年同様の被害が生じると今後、廃業を考える生産者がでるものと予想される。養殖業を継続したいが難しいという生産者のため、漁船、資材等の活用も含め、複数の経営体による協働化にむけた取組みの推進を要望したい。</p>

現在までの主な経緯・参考事項
<p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平内町ホタテガイ母貝確保緊急対策事業費補助金 23,000千円（むつ湾漁業振興会） 平内町ホタテガイ母貝確保緊急対策事業補助金 5,000千円（平内町漁業協同組合） <p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平内町ホタテガイ母貝確保緊急対策事業補助金 10,000千円（平内町漁業協同組合） <p>【令和7年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平内町ホタテガイ母貝確保緊急対策事業補助金 10,000千円（平内町漁業協同組合）

担当部署名	平内町 水産商工観光課
-------	-------------

要望項目	県道 14 号線 主要地方道今別蟹田線(平坦化整備) 整備早期着工について (継続)		
要望先	国		
	県	県土整備部 (道路課)	
	その他		
関係法令	道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	事業主体	青森県

要 望 事 項 の 内 容
<p>主要地方道今別蟹田線 (県道 14 号) は、青森市や西北五地域への生活道路として物資や人的交流など地域住民の生活を支える重要な生活路線です。平成 28 年 3 月には北海道新幹線奥津軽いまべつ駅が開業したことにより、津軽半島への観光ルートや二次交通での利用なども増加しております。また、津軽線の蟹田～三厩間の廃止も決定し、自動車交通に転換するため、峠の平坦化整備は自動車交通の安全と定時制を確保する上で一層重要なものとなります。</p> <p>しかし、現状は急勾配でカーブが続く難所区間となっており、特に冬期間は散水消雪施設による路面凍結の解消が不十分な状況であり、豪雪低温時には路面凍結や残雪による車両事故が多発していることから、安全で快適な運転ができない状況にさらされています。</p> <p>さらに、災害等が発生した場合は緊急輸送道路となる重要道路であり、避難駅指定の奥津軽いまべつ駅などでの多様な対応が求められる状況であるため、平坦化計画を踏まえた新設ルートでの早期着工がとても重要となります。</p> <p>1. 主要地方道今別蟹田線 (県道 14 号) の平坦化計画を踏まえた新設ルートでの早期着工</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
<p>○要望活動</p> <p>平成 5 年 5 月 建設省により県道今別蟹田線が主要地方道今別蟹田線に指定</p> <p>平成 26 年 12 月 青森県知事要望実施</p> <p>令和 2 年 1 月 青森県県土整備部長要望実施</p> <p>令和 3 年 10 月 青森県県土整備部長要望実施</p> <p>令和 4 年 9 月 青森県県土整備部長要望実施</p> <p>令和 6 年 1 月 青森県県土整備部長要望実施</p> <p>令和 6 年 7 月 青森県知事要望実施</p> <p>令和 6 年 7 月 青森県東青地域県民局地域整備部長要望実施</p>

担当部署名	今別町 産業建設課
-------	-----------

県道 14 号線 主要地方道今別蟹田線(平坦化整備)整備早期着工について



要望項目	今別海岸、今別町大字山崎地区の護岸補修及び消波ブロックの追加設置の早期実施について（継続）		
要望先	国		
	県	県土整備部（河川砂防課）	
	その他		
関係法令		事業主体	青森県

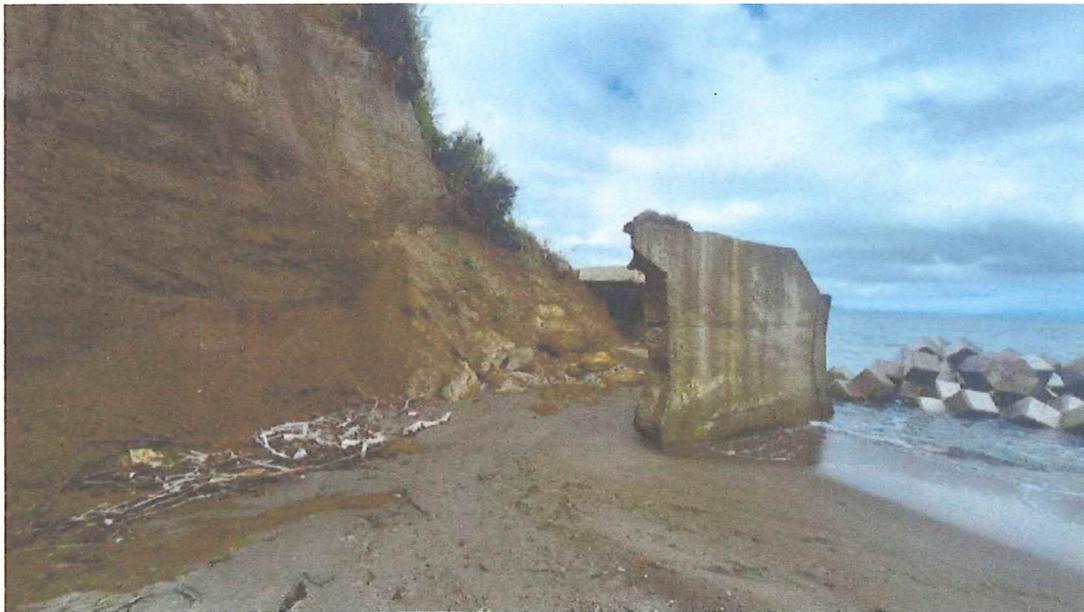
要 望 事 項 の 内 容
<p>当該要望箇所である今別町山崎地区は、民家裏の広範囲が急傾斜地危険区域となっております。以前よりこの場所は波による浸食を原因とする崖崩れ誘発対策のため、消波ブロックや護岸ブロックが整備されておりました。ところが現状はブロックの老朽化や破損により水没してしまっている部分も多く、機能が著しく低下している状況です。そのため、消波ブロックの追加設置、設置区間の延長及び護岸工が必須であると考えます。</p> <p>また、令和4年8月の大雨災害により民家裏の法面に崩落箇所が多く確認されており、今後も降雨が多くなると全ての法面で崩落が発生する可能性があり、危険な状況となっております。</p> <p>地域順民の安全安心の確保のためにも、当該要望箇所につきましては喫緊の整備・対策が必要であります。</p> <p>以上のことから、下記について要望するものです。</p> <p>1. 今別海岸及び山崎地区の護岸補修及び消波ブロックの追加設置、急傾斜地法面保護工の早期実施</p>

現在までの主な経緯・参考事項	
<p>○要望活動等</p> <p>令和3年 県単独事業要望</p> <p>令和4年8月 大雨災害による法面崩れ</p> <p>令和5年 県単独事業要望</p> <p>令和6年 県単独事業要望</p>	
担当部署名	今別町 産業建設課

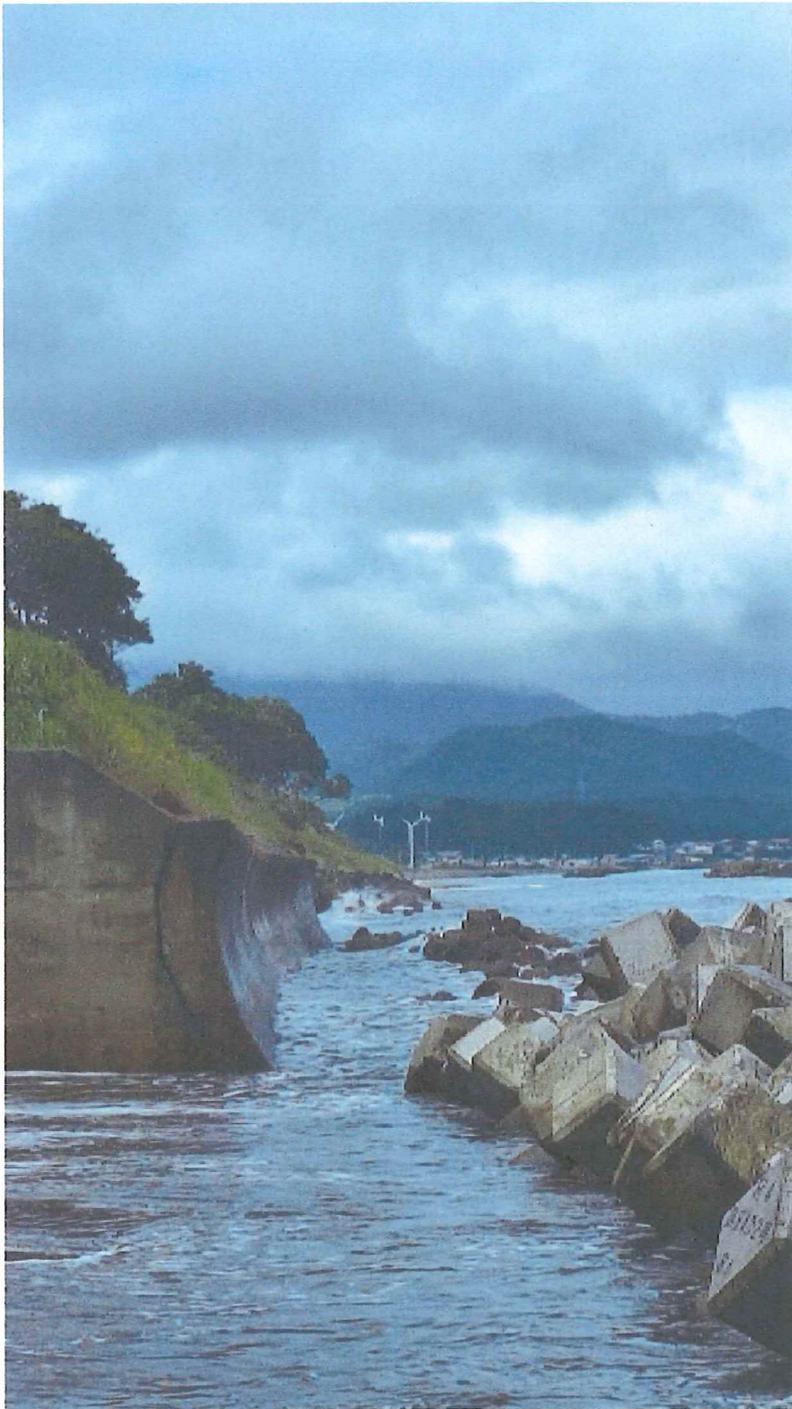
今別海岸、今別町大字山崎地区の護岸補修及び消波ブロックの追加設置の早期実施について



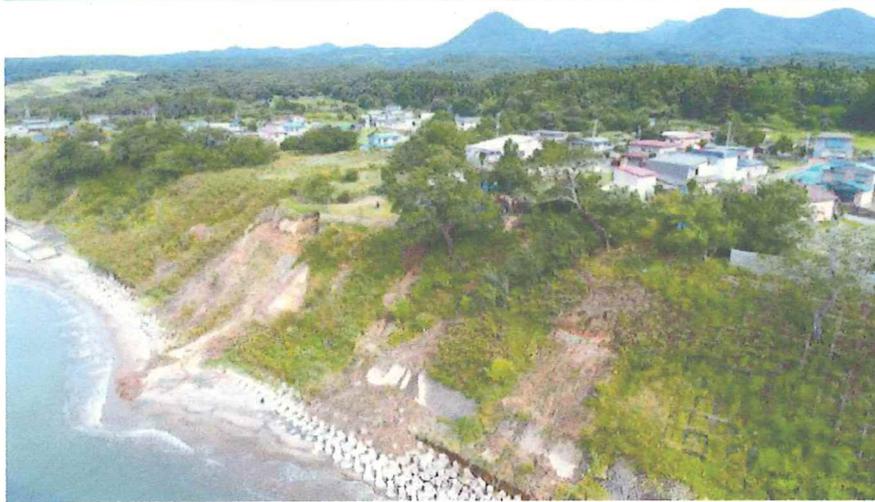
【護岸吸出部分】

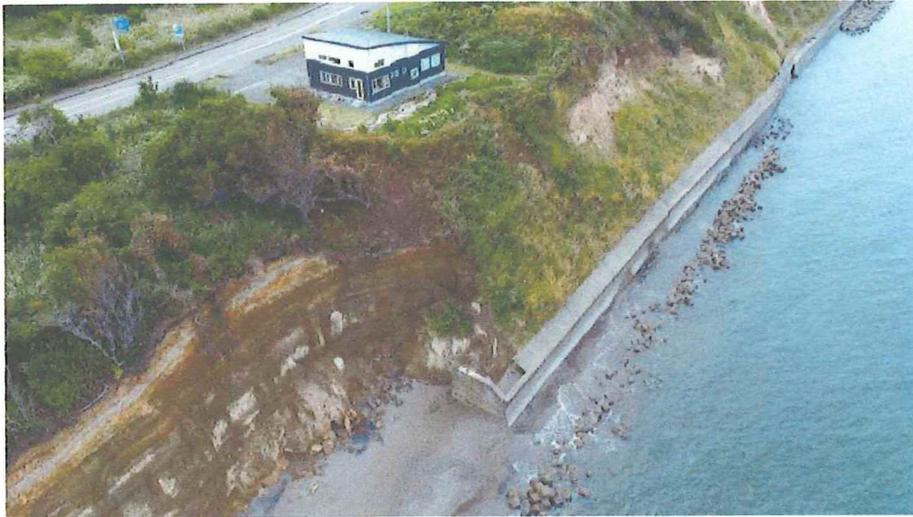


【既設消波ブロック水没】



【法面崩落箇所】





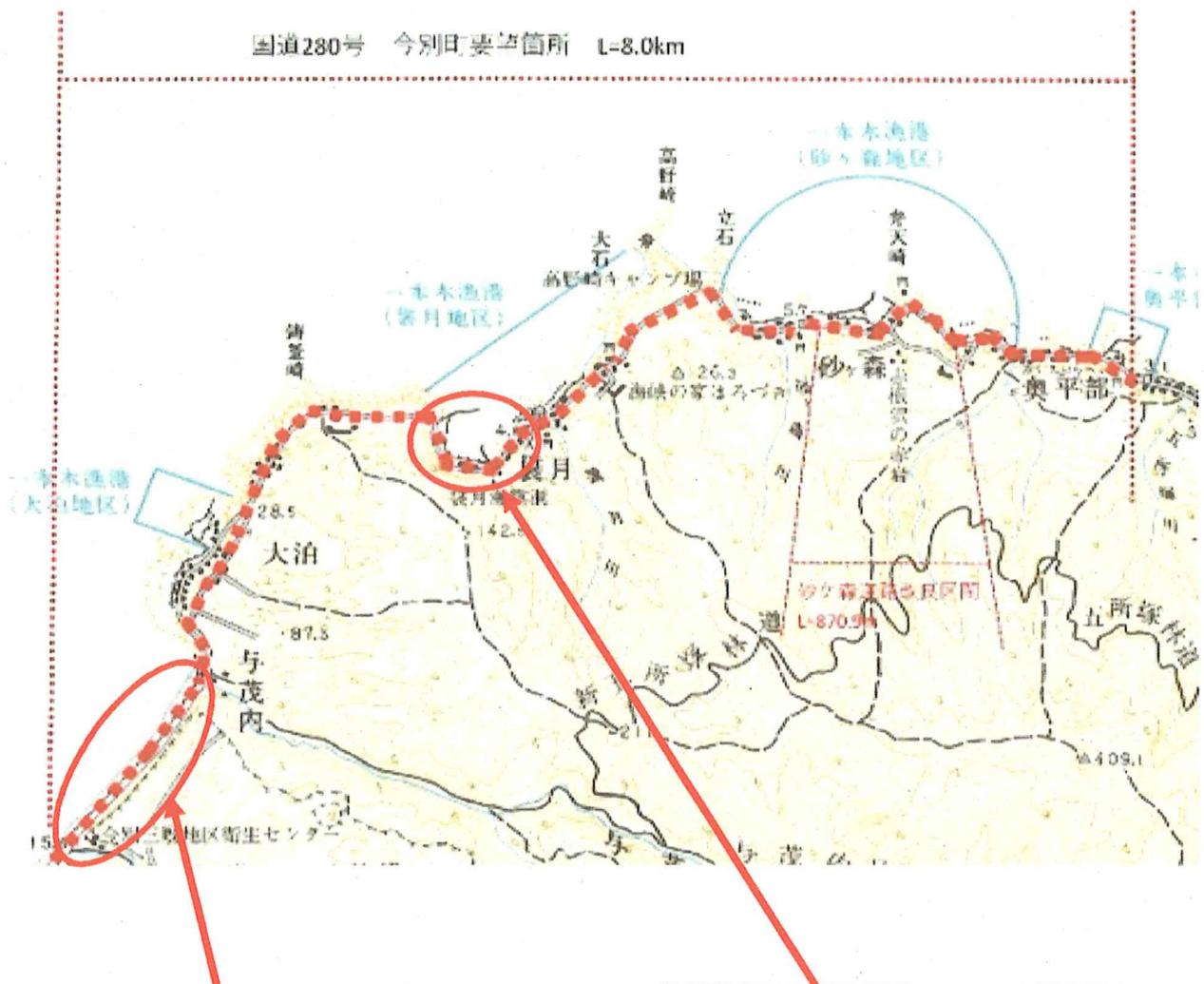
要望項目	国道 280 号線整備促進について（継続）		
要望先	国	国土交通省（道路局）	
	県	県土整備部（道路課）	
	その他		
関係法令	道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	事業主体	青森県

要 望 事 項 の 内 容
<p>国道 280 号は、津軽半島北部へ通じる海岸道路であり、観光バスなど大型車両の通行のほかに、地域住民にとって生活を支える唯一の路線となっています。</p> <p>2001 年に野田バイパス（外ヶ浜平館）が開通しましたが、今別町砂ヶ森地区から今別バイパスまでの沿岸道路については、非常に狭隘部分が多く、現在も大型車両の通行が困難な箇所も多数あり大変不便をきたしております。また、同区間の道路については一路線のみであり、冬期間は降雪量の増加に伴い一般車両の通行にも支障をきたし、災害時には大きな被害につながる可能性が非常に高い地域となっています。</p> <p>特に、大泊海岸は海と隣接した路線のため、波により年々浸食され砂浜もなく護岸などに波が直接押し寄せる状況となっています。このため、低気圧や季節風に伴う高波により、小石や木片が道路上に打ち上げられ、通行にも影響を及ぼし安全対策が叫ばれております。</p> <p>沿岸地域で唯一の道路でもあり、地域住民の安心安全な生活を維持するため、防災対策を含む道路整備については早急に進めていただくよう強く要望します。</p> <p>1. 国道 280 号の防災対策を含む早急な道路整備</p>

現在までの主な経緯・参考事項
<p>○要望活動等</p> <p>平成 11 年 12 月 山崎～大泊区間国道 280 号決壊（二日間通行止め）</p> <p>平成 19 年～20 年 襲月（七曲）災害防除対策 道路拡幅及び防護柵工</p> <p>平成 22 年 9 月 大雨による七曲土砂災害発生（一部通行止め）</p> <p>平成 27 年 8 月 東青地域県民局地域整備部 部長要望「大泊海岸の早期整備について」</p> <p>平成 29 年 4 月 暴風による倒木、道路防護柵破損災害発生（一部通行止め）</p> <p>平成 29 年 5 月 東青地域県民局地域整備部 部長要望「国道 280 号線の防災対策について」</p> <p>令和 4 年 8 月 襲月～奥平部区間大雨災害による土砂崩れ発生（通行止め）</p>

担当部署名	今別町 産業建設課
-------	-----------

国道 280 号線整備促進について

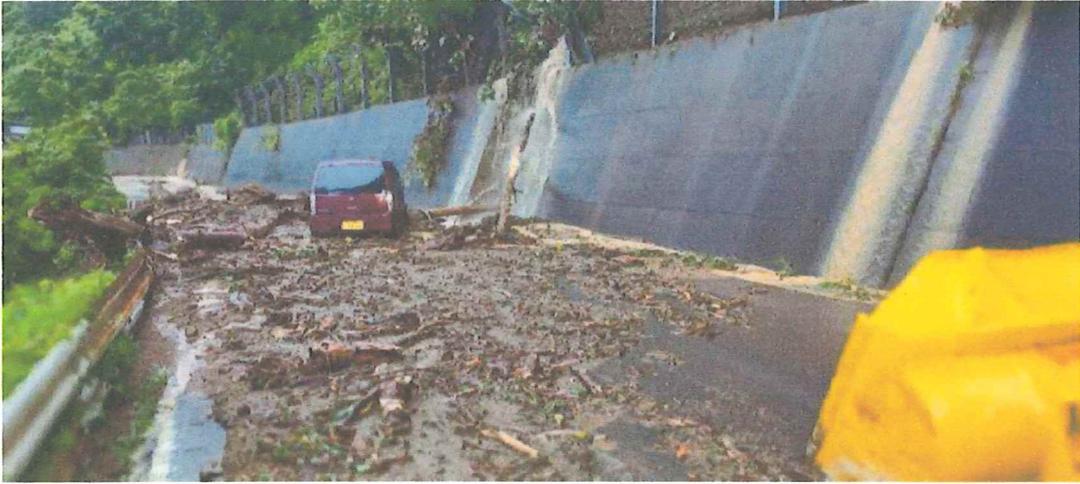


※高波による交通障害写真

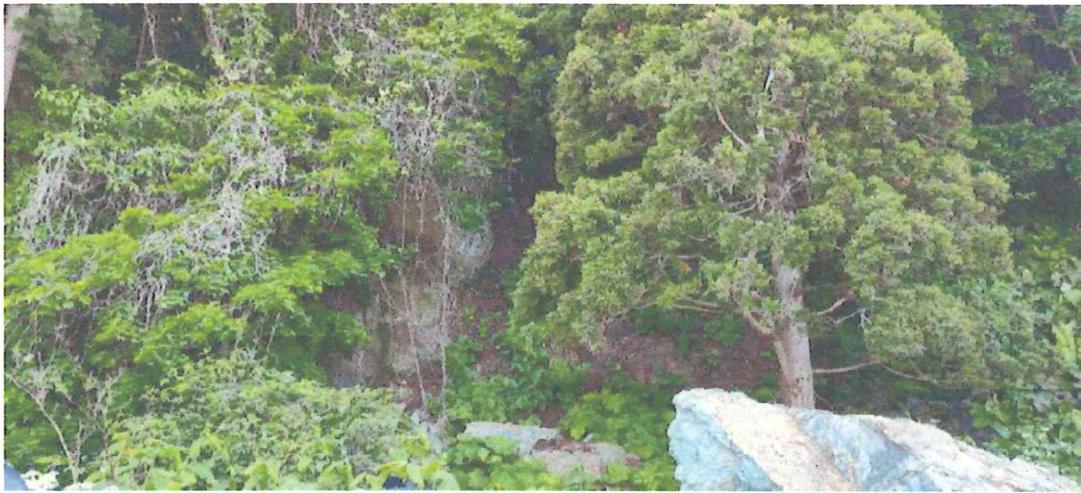


※暴風による倒木被害写真

※令和4年度 8月大雨被害



※落石被害



要望項目	国道280号(蓬田～蟹田)バイパス整備促進について(継続)		
要望先	国	国土交通省(道路局)	
	県	県土整備部(道路課)	
	その他		
関係法令	道路法	事業主体	青森県

要 望 事 項 の 内 容
<p>一般国道280号は、青森市から陸奥湾沿いに北上し、津軽半島最北端の外ヶ浜町三厩地区に至る半島循環道路で地域住民の生活路線となっていますが、冬期間は、降雪による交通渋滞が慢性化するなど、日常生活に支障をきたしております。</p> <p>また、東青地区の観光や、産業経済の振興並びに文化の向上にとって最も重要な路線であり、その機能強化のために整備促進は緊急の課題となっております。</p> <p>現在、蟹田Ⅱ期工区残工事区間L=0.78kmについては、用地取得が進められておりますが、早期完成を望む声は地元住民の切実なものであります。</p> <p>青森市と津軽半島地域の連絡機能の向上及び交流の促進を図るため、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. 国道280号(蓬田～蟹田)バイパスの建設及び整備促進</p>

現在までの主な経緯・参考事項	
油川 ～ 内真部 L=8.37km 平成5年開通	
内真部 ～ 蓬田 L=10.20km 平成14年開通	
蓬田 ～ 蟹田 バイパスⅠ期工区 L=5.12km 平成22年開通	
蓬田 ～ 蟹田 バイパスⅡ期工区1工区 L=0.90km 平成29年開通	
蓬田 ～ 蟹田 バイパスⅡ期工区2工区	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度 道路概略設計 ・平成27年度 事業説明会、地形測量、道路予備設計 ・平成28年度 路線測量、道路詳細設計 ・平成29年度 事業説明会、用地測量、用地買収 ・平成30年度 用地買収 ・令和元年度 用地買収、遺跡調査 ・令和3年度～ 用地買収、道路新設着手 	
担当部署名	外ヶ浜町 建設課

国道280号(蓬田～蟹田)バイパス整備状況



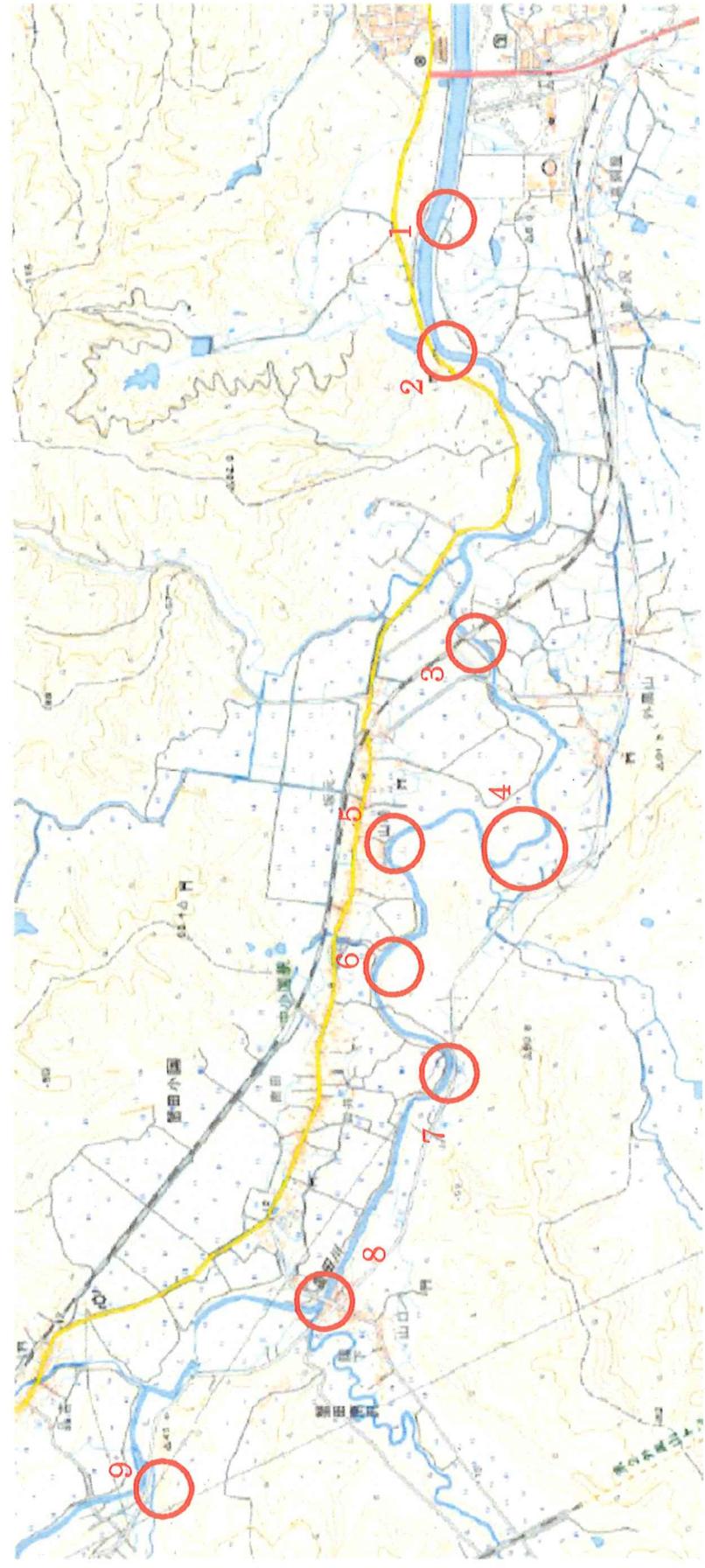
要望項目	蟹田川の河川整備について（継続）		
要望先	国	国土交通省（水管理・国土保全局）	
	県	県土整備部（河川砂防課）	
	その他		
関係法令	河川法	事業主体	青森県

要 望 事 項 の 内 容
<p>蟹田川においては、令和4年8月の大雨の他、過去にも大雨の時は何度も氾濫を繰り返し、農地の冠水や南沢地区で床下浸水する等、災害による被害が多い河川となっております。</p> <p>令和4年8月の大雨の際は、総合流域防災事業として、伐木除根工、河床掘削工を継続して実施して頂いている効果により、最小限の被害に抑えられたと認識していますので、他箇所についても引き続き、災害防止のため河川断面確保等による適正な維持管理をして頂くよう要望いたします。</p> <p>1. 蟹田川の伐木除根及び河床の掘削</p>

現在までの主な経緯・参考事項	
平成28年度 要望箇所③ 掘削工	
平成29年度 要望箇所⑥ 掘削工	
平成30年度 要望箇所⑧ 掘削工・伐木除根工	
令和元年度 要望箇所⑧ 掘削工・伐木除根工	
令和2年度 要望箇所⑨ 掘削工	
令和3年度 要望箇所① 掘削工、伐採除根工	
令和4年度 要望箇所④ 掘削工、伐採除根工	
令和5年度 要望箇所①② 掘削工、伐採除根工	
担当部署名	外ヶ浜町 建設課

蟹田川の河川整備について

蟹田川の維持管理については以前より定期的に施工していただいております。河川の安全は確保されてきました。しかし、令和4年大雨災害により、再び土砂の堆積が見られ、掘削が必要な状況となっております。よって、下記要望箇所の伐木除根、河床整理等の継続的な維持管理を必要としています。



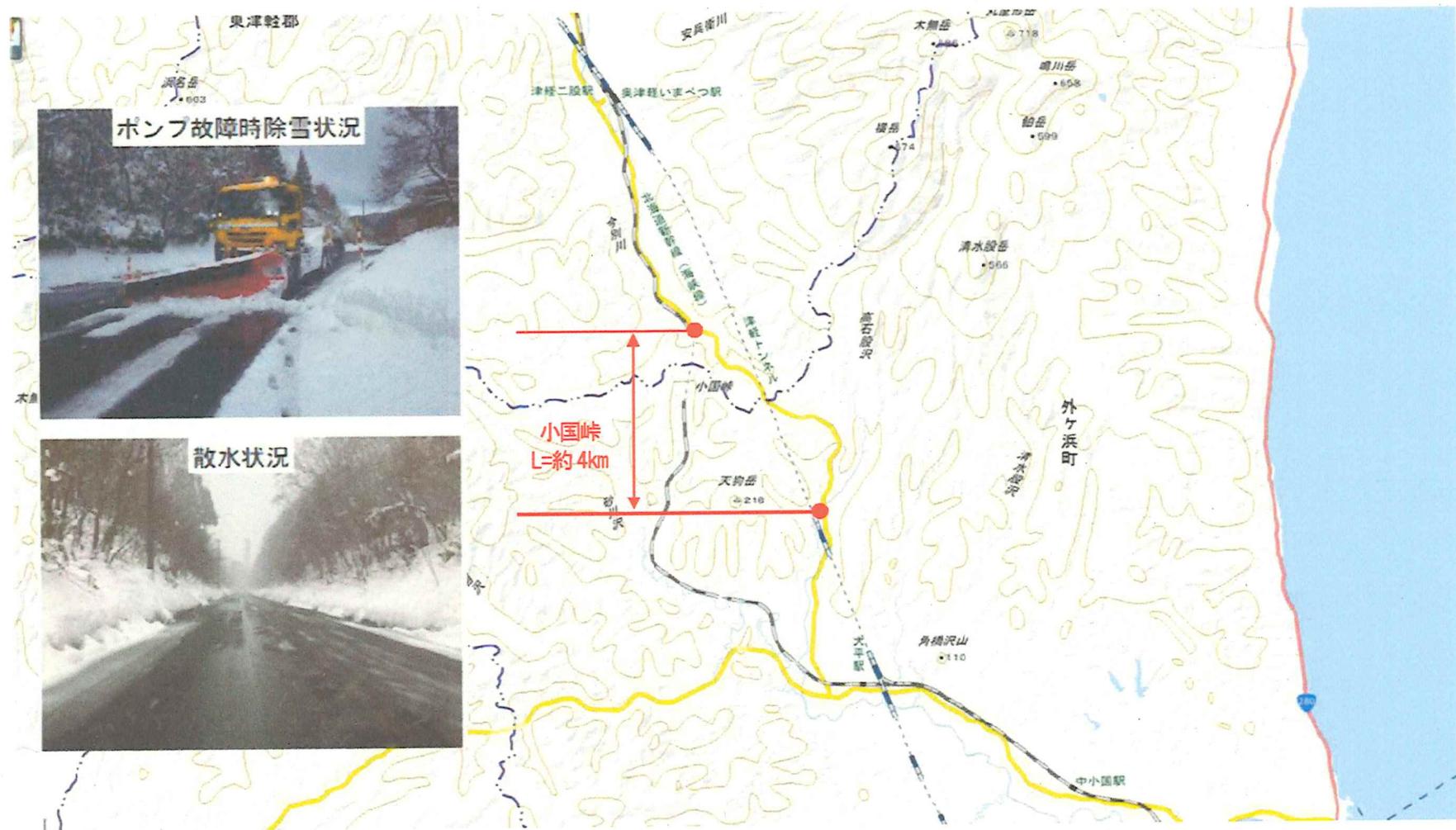
要望項目	主要地方道今別蟹田線（県道14号）小国峠の道路整備について（継続）		
要望先	国		
	県	県土整備部（道路課）	
	その他		
関係法令		事業主体	青森県

要 望 事 項 の 内 容
<p>主要地方道今別蟹田線は、今別町及び外ヶ浜町三厩地区から青森市、五所川原市へ通じる唯一の道路として町民の命を繋ぐ重要な路線になっています。</p> <p>しかし、当該路線は、急勾配の上にカーブが多く、特に冬季積雪期間は、一部区間で散水消雪施設を整備しているものの、その他の区間で路面凍結や積雪による車両事故が多発しており、地域住民は不安を感じているところです。</p> <p>北海道新幹線奥津軽いまべつ駅の開業後は、物流・人流・観光・防災を支える最重要路線としての役割が更に増していることから、住民の命を守る、事故のない安全な道路として、平坦化に向けた整備について要望いたします。</p> <p>1. 主要地方道今別蟹田線（県道14号）の平坦化に向けた道路整備について</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項
<p>令和4年1月29日、今別町長と外ヶ浜町長の連名で青森県県土整備部長へ要望書を提出している。</p> <p>令和5年度は、道路課及び関係町村等と連携をとりながら8/30、12/20、3/19の3回、勉強会を開催した。</p> <p>令和6年度は、道路課及び関係町村等と連携をとりながら2/18に勉強会を開催した。</p> <p>令和7年度は、道路予備設計の結果を共有するため、勉強会を開催することを確認した。</p>

担当部署名	外ヶ浜町 建設課
-------	----------

主要地方道今別蟹田線（県道14号）小国峠区間 位置図



要望項目	国道280号線（瀬辺地地区急傾斜地）の整備促進について（継続）		
要望先	国	国土交通省（道路局）	
	県	県土整備部（道路課）	
	その他		
関係法令	道路法	事業主体	青森県

要 望 事 項 の 内 容
<p>国道280号線（津軽半島海岸線）は、北部は外ヶ浜町から、南部は青森市へ通じる海岸道路であり、観光施設へのアクセスや地域住民の生活に重要な役割を果たしている路線となっております。</p> <p>令和4年8月3日の大雨により、瀬辺地地区の国道280号線沿い法面が崩壊し、車両の通行や地域住民の安全な生活にも支障がでたため、この法面の防災対策として、崩壊した法面部の土地の所有権を、瀬辺地自治会から、蓬田村に移転しており、県でも道路防災上の観点からも調査は必要だということで、令和5年度に現地踏査を実施していただいております。</p> <p>令和6年度は、県により、法面工の設計等が実施されております。令和7年度は、工事施工箇所の一部が神社敷地となるため、県において、用地測量等の調査を引き続き実施する予定となっておりますが、津軽半島の外ヶ浜町から青森市を結ぶ海岸道路であり、地域住民の生活を維持するためにも、早期の災害防除等に関わる工事着工に特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. 国道280号線（瀬辺地地区急傾斜地）の整備促進</p>

現在までの主な経緯・参考事項	
<p>令和4年8月 大雨により法面崩壊</p> <p>令和5年2月 蓬田村へ法面部の土地の所有権を移転</p> <p>令和5年9月 令和6年度県単独道路事業要望</p> <p>令和6年8月 令和7年度県単独道路事業要望</p>	
担当部署名	蓬田村 建設課

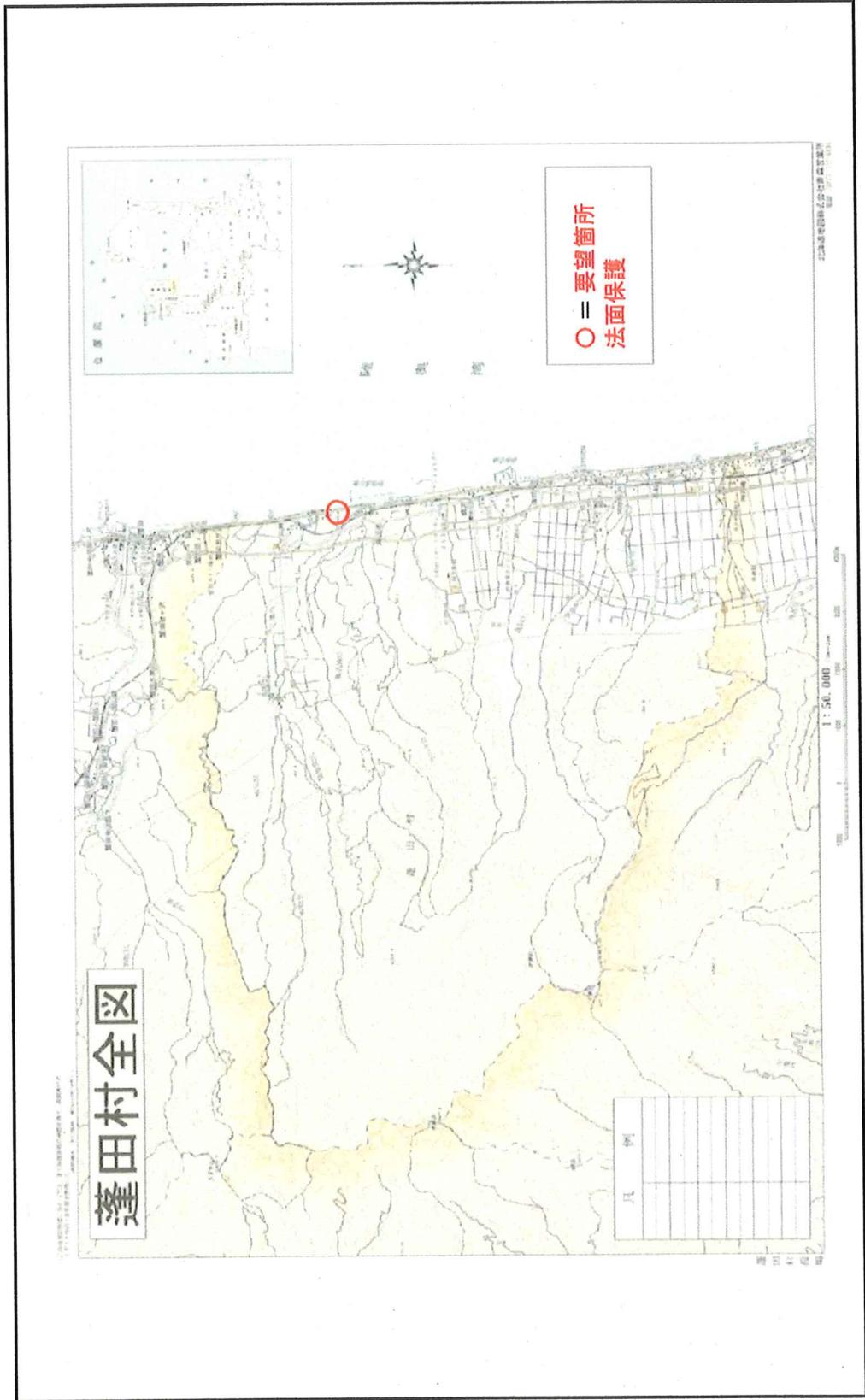
要望順位

路線名

国道280号線

地内

蓬田村大字瀬辺地



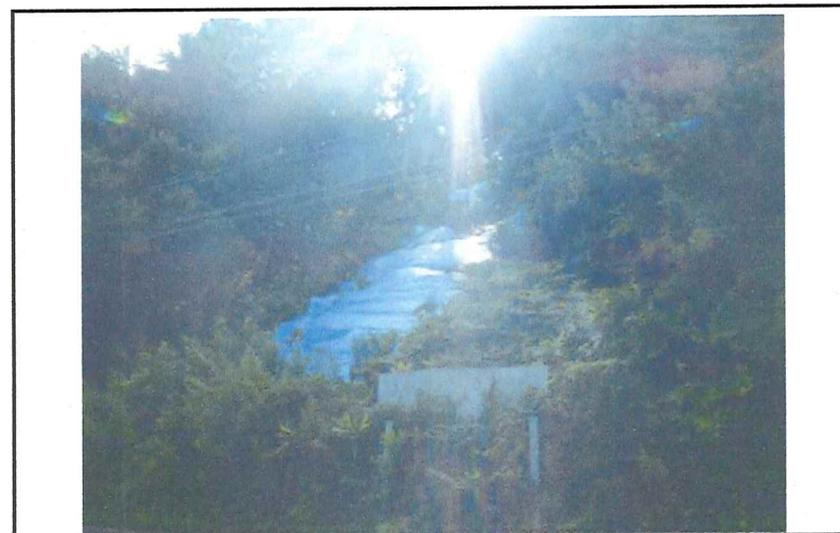
要望順位

路線名

国道280号線

地内

蓬田村大字瀬辺地



要望項目	四戸橋川河川護岸施設の整備について（継続）		
要望先	国	国土交通省（水管理・国土保全局）	
	県	県土整備部（河川砂防課）	
	その他		
関係法令	河川法	事業主体	青森県

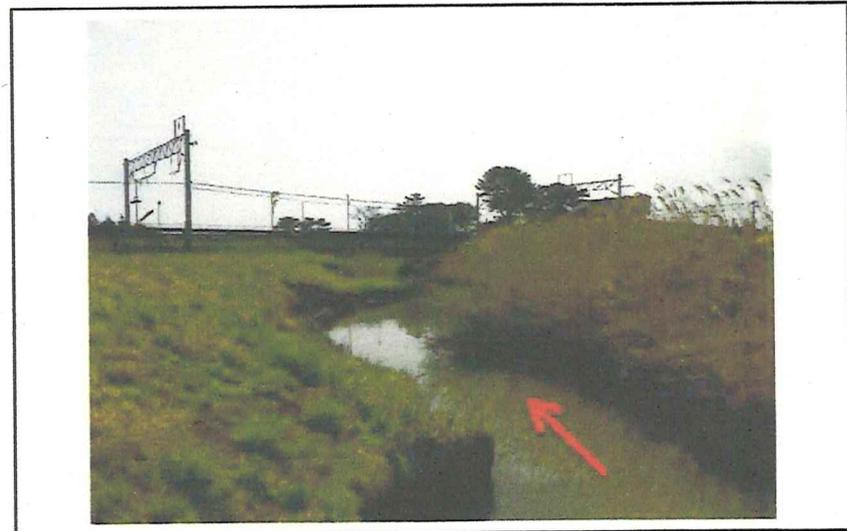
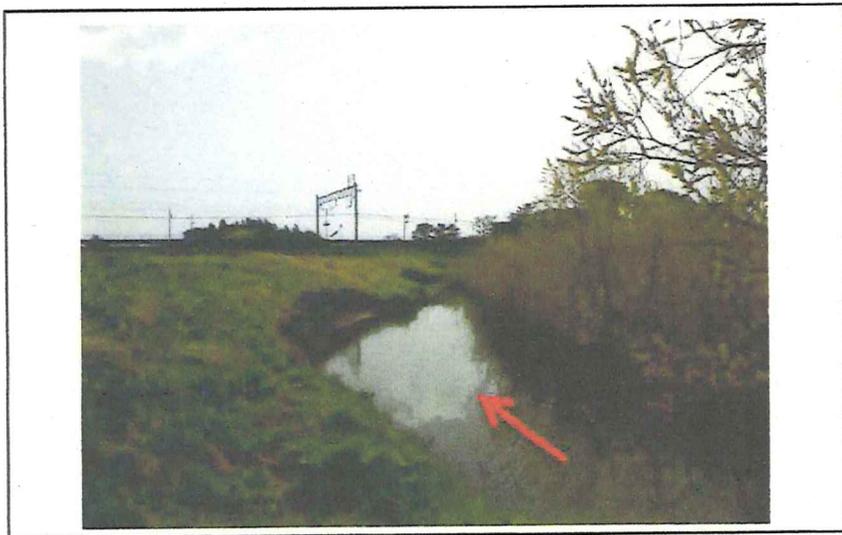
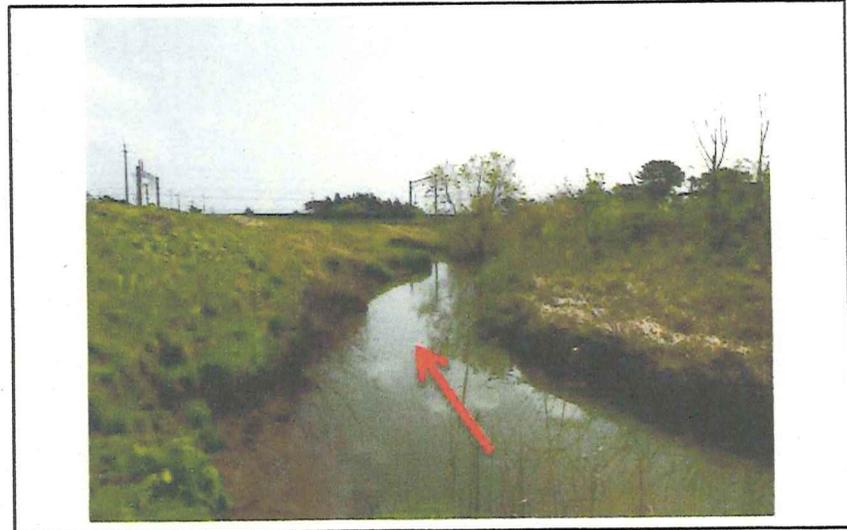
要 望 事 項 の 内 容
<p>四戸橋川においては、令和4年8月の大雨の影響により、中沢駅から国道280号線バイパスまでの区間で、自然護岸が崩落している箇所があります。</p> <p>令和7年度は、県により、護岸施設の測量設計を実施するとのことですが、今後の大雨等により、さらに浸食が進み道路の崩壊や農業施設にも重大な影響を与える可能性も大きく、被害が拡大する恐れもあるため、災害防止のための護岸施設等の整備について特段の御配慮をいただきたい。</p> <p>1. 四戸橋川河川護岸施設の整備について</p>

現在までの主な経緯・参考事項
<p>令和4年8月 大雨により自然護岸崩落</p> <p>令和6年4月 県へ要望</p> <p>令和6年9月 河川砂防関係県単独事業要望</p>
<p>担当部署名 蓬田村 建設課</p>

状況写真①

要望順位	
------	--

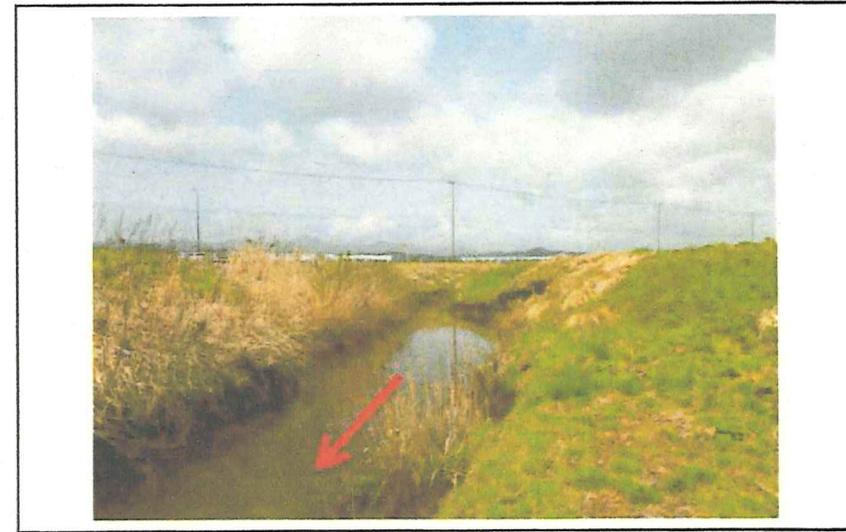
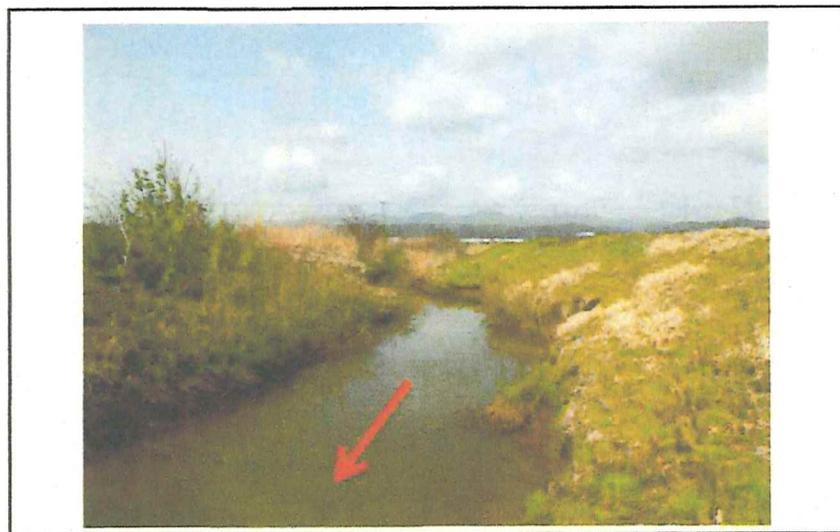
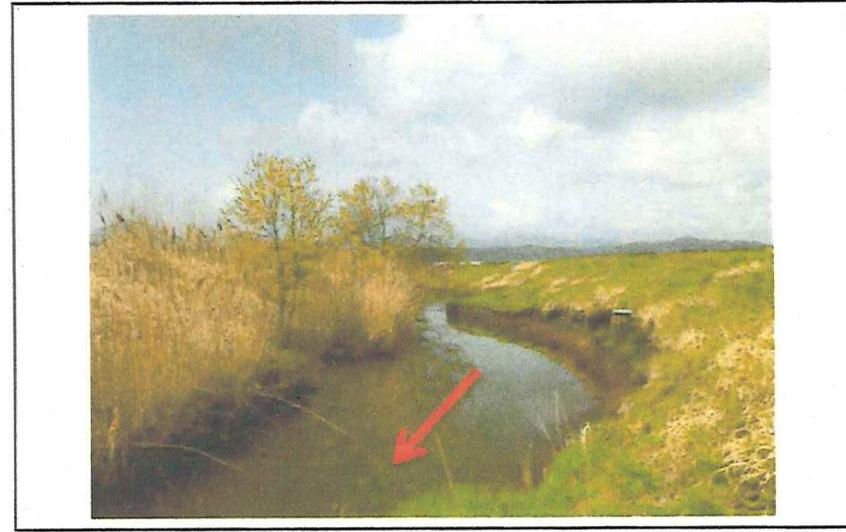
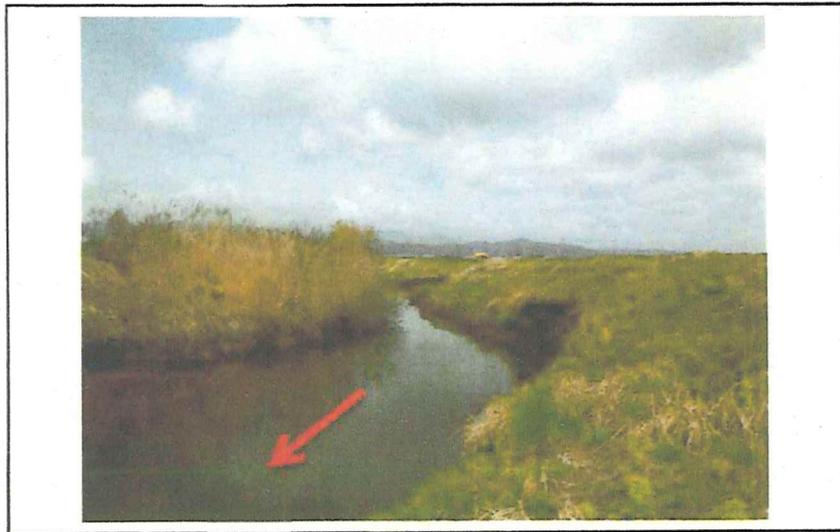
河川名	四戸橋川
-----	------



状況写真②

要望順位	
------	--

河川名	四戸橋川
-----	------



要望項目	たまたつ海岸の浚渫について（継続）		
要望先	国		
	県	県土整備部（河川砂防課）	
	その他		
関係法令		事業主体	青森県

要 望 事 項 の 内 容
<p>蓬田海岸はCCZ整備事業で離岸堤、階段式堤防やたまたつ海の情報館が整備され、夏は海水浴や玉松海まつりが開かれており、現在、青森県が管理を行っております。</p> <p>しかし、トンボロ現象により離岸堤と階段式堤防が砂で繋がり、そこに、海草や漂着物が流れ着いて堆積し悪臭を発生させ住民生活へ多大な影響を及ぼしております。</p> <p>そこで、東青地域県民局地域整備部に海岸清掃実施届けを提出して、村が毎年海草などの撤去を行っておりますが、抜本的な解決には至っておりません。</p> <p>令和7年度は、東青県土整備事務所と村長との現場視察も予定されており、今後、具体的な対策等について検討していくこととしておりますが、次の事項について特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>1. たまたつ海岸の浚渫</p>

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項		
平成12年 8月	蓬田海岸CCZ竣工	
平成27年 7月	たまたつ海岸清掃	256千円
平成28年 7月	たまたつ海岸清掃	244千円
平成29年 7月	たまたつ海岸清掃	275千円
平成30年 7月	たまたつ海岸清掃	332千円
令和 元年 7月	たまたつ海岸清掃	577千円
令和 2年 7月	たまたつ海岸清掃	766千円
令和 3年 7月	たまたつ海岸清掃	725千円
令和 4年 7月	たまたつ海岸清掃	1,147千円
令和 5年 7月	たまたつ海岸清掃	609千円
令和 6年 7月	たまたつ海岸清掃	351千円

担当部署名	蓬田村 建設課
-------	---------



竣工時



現況

